しみずプレミアム定期預金（相続プラン）預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきました預金は、本規定で定めた条項によるほか、店頭備え付けの「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）〔複利型〕及び「しみず預金規定集」の総合口座取引規定に基づきお取扱いさせていただきます。

清 水 銀 行

令和８年 11 月 16 日 改定

（9-0-08-209）

しみずプレミアム定期預金（相続プラン）預金規定

１．（預入対象者）

金融機関（清水銀行以外も含む）での相続手続完了後１年以内に、相続により取得された資金（不動産・有価証券等の換金代金を含む）にてお預け入れいただける個人の方。

２．（預け入れ）

（１） この預金は、一口３００万円以上３，０００万円以下とします。

（２） この預金は、「しみずプレミアム定期預金（相続プラン）」の新規受入時に定めた預入期間５年の自動継続自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）とし、定期預金通帳、総合口座通帳および証書での預け入れとします。

３．（お預け入れ限度額）

お一人様、３，０００万円迄の預け入れとします。

４．（約定利率）

この預金の利率は、当行所定の利率を初回満期日まで適用します。

５．（自動継続）

（１） この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）（元加式または利払式）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２） この預金の自動継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の預入期間５年の店頭表示利率とします。

６．（規定の変更等）

（１） この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２） 前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上